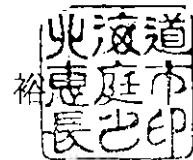


恵庭市告示第69号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めたので、同法第 19 条の規定により告示する。

令和5年5月26日

恵庭市長 原 田



（「次のように」は省略し、その関係書類を経済部農政課に備え置いて縦覧に供する。）